松江市告示第 454 号

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 15 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 25 第 1 号の規定により告示する。

令和4年8月26日

松江市長 上 定 昭 仁

事業者の	名称及び所在地	事業所の名称及び	指定年月日	指定した	事業の	事業所番号
		所在地		事業	主たる	
					対象者	
	保育園株式会社 田町 450 番地 1	ひらぎの学童クラ ブ プリズム 松江市黒田町 63 番 地 65	令和4年9月 1日	放課後等 デイサー ビス【定 員10名】	障がい 児(知 的、精 神)	3250100652